

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「平成23年1月12日、平成23年1月28日及び平成23年2月3日に開催された特別職報酬等審議会の議事録」のうち、「発言委員が特定される部分」を除き、公開すべきである。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成23年7月25日、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「本件条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「特別職の報酬等の審議会の議事録」及び「同審議会委員名簿」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年8月4日、実施機関は、本件請求に対して、「平成23年1月12日、平成23年1月28日及び平成23年2月3日に開催された特別職報酬等審議会の議事録」を本件条例第9条第6号に規定する合議制機関等情報であるとして非公開とし、「同審議会委員名簿」については公開とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月31日、異議申立人は、本件処分（非公開とした部分に限る。以下同じ。）を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求める。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 本件条例第9条は、実施機関が公開をしないことができるとしており、公開してはならないとするものではないのであり、実施機関が保有する情報はすべて原則公開であることを踏まえて、本条文を運用することが求められている。目的達成のために必要であると判断して公開することが基本的には肝要であるとの姿勢で運用するのと、市民から隠すための便利な規定であるとの認識で臨むのとでは雲泥の差がある。
- 2 各種審議会は、広く市民の意見を求める場合や専門的な知見が必要な案

件の際に市長から諮問されるものと思われるが、いずれの場合も市民の疑問や意見が審議の内容に反映していることが確認できることにより、係る審議会の答申を信頼し、また権威が与えられるものとするが、この点から言っても審議会の非公開議決をもって、非公開としていることを見ると実施機関の閉鎖的体質が現れているものと言わざるを得ない。

- 3 議会は、住民自治の精神から言っても公開が原則とされ、一般住民に公開することを不相当と認めるときに秘密会とすることができるが、同時にこの解釈運用に当たっては必要以上に秘密会が開かれることは許されない。秘密会を開くためには、それ相当の客観的な理由がなければならぬから公開で行われた場合の影響や、住民の利害関係などを十分考慮して、慎重に行うべきであると解されているのが通説である。
- 4 このような観点から、考えてみると、特別職の報酬については、非公開で審議しなければならない特段の客観的な理由が存するとは言い難いと思われます。加えて、審議会の審議範囲を逸脱した形で、政務調査費及び費用弁償について附帯意見として答申が出されていますが、どのような審議がなされたのか全くのブラックボックスであり、唐突に答申に附帯意見という形で出された背景を市民は知りえない状況に置かれています。結論だけを市民に示されてもその詳細な内容に触れない限り、妥当なものかどうかの判断はできない。このような情報がなぜ非公開でないと、本件条例第9条第6号の言うところの当該合議制機関の公正若しくは円滑な運営が損なわれるのか、全くその具体的理由が示されないままに、常に非公開で決められていくことは、住民自治の精神とは相容れないものであると言わざるを得ません。
- 5 このような、根拠のない非公開を続けている限り、住民を排除した形で市政運営を容認することになります。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 本件処分は、本件条例が原則公開であることを十分に認識した上で、公開しないこととした情報が、審議会における審議や検討などのために出された委員の発言や意見、提言などを記録したものであって、公開することにより、「今後の審議会における自由で率直な発言、意見交換、提案などができなくなるおそれがある。」と客観的に判断したものであり、実施機関の主観的又は恣意的な判断によるものではない。
- 2 審議会の会議を非公開とした議決についても、審議の対象である特別職

にある者などが傍聴した場合に、委員が自由で率直な発言や意見交換、提案などができなくなることを考慮して、相当の客観的理由があると慎重に判断した上で決定したものである。

- 3 審議会は、市長の諮問に応じ、当時の経済情勢や住民感情を十分考慮して審議を行い、妥当な結論として答申を出している。その答申が妥当であるか否かを議論することは阻害しないが、その議論に審議会における審議過程の情報は必要ではなく、また、答申が妥当でないとするのであれば、不服申立人自身が証明すべきことである。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

本件処分の対象となった公文書は、平成23年1月12日、平成23年1月28日及び平成23年2月3日に開催された特別職報酬等審議会の会議の状況に関するものであり、開催日時、開催場所、出席した委員及び事務局職員の氏名並びに審議内容が記録されている。このうち審議内容部分には、発言者の氏名等とその発言内容が記録されている。

2 本件条例第9条第6号の該当性について

- (1) 本件条例第9条第6号では、公開しないことができる公文書として、「合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの又は公開することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの」と規定している。この趣旨は、合議制機関等の独立性を尊重し、その公正、適切な運営を確保するため、当該合議制機関等の審議資料、議決事項、会議録等の情報について、規程や議決により公開しない旨を定めた情報は公開しないことができるとしたものである。なお、本件のように規程や議決により会議そのものの非公開を定めている場合であっても、それをもって当然に会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報について公開しない旨を定めているのではなく、「公開することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれる」おそれがあるものに限定されるものである。
- (2) 審議会等の会議や議事録の公開は、憲法で保障された知る権利（憲法第21条）に対応するものであり、行政の監視や行政への参加の充実という情報公開の目的に照らして、極めて重要な意味を持つことはいま

でもないが、他方で、審議事項の性格によっては、(1)で述べたような「公正若しくは円滑な議事運営」が損なわれることも否定できず、したがって、審議事項の内容や性格を問題にすることなく、一律に会議や議事録を公開すべきとする主張や、逆に一律に非公開にすべきとする主張が妥当でないことはいうまでもない。また、会議を非公開とする議決がなされている場合であっても、そのことが直ちにその議事録の非公開の根拠となるものではなく、両者は、区別して論ぜられるべきであるから、議事録をも含む審議会等に関する情報の公開・非公開の判断は、当該審議会の審議事項、議事録の記載事項の内容・性質等に照らして個別具体的に判断されなければならない。

(3) 考えるに、実施機関の「議事内容が公開されれば、今後の審議会における自由で率直な発言、意見交換、提案などができなくなるおそれがある」という主張は、発言委員の氏名が明らかとなっている本件においては、議事録が後に公開されることを前提とした場合、今後委員が何らかの心理的圧迫を受け、発言を差し控えたり、真意を尽くさない建前だけの発言になるということはある程度予測される場所である。

(4) しかしながら、そもそも本件審議事項が議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額という納税者である市民にとって関心が高い事項であることを考慮し、また、発言委員の氏名や発言内容から特定の発言委員を識別することができる部分を非公開とすれば、上記の懸念は相当程度緩和されることを考えると、本件処分の対象となった公文書の議事内容のうち「発言委員が特定される部分」についてのみ、本件条例第9条第6号に規定する合議制機関等情報に該当すると認めることができる。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H23・9・5	実施機関からの不服申立てに係る諮問書の受理
H23・9・6	実施機関に対して弁明書の提出依頼
H23・9・12	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H23・9・14	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼

H23・ 9・27	不服申立人からの反論書（正副2通）の受理
H23・ 9・27	実施機関に対して不服申立人の反論書（副本）を送付
H23・11・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取
H23・12・12	諮問に対する答申を行うための審査会の開催
H24・ 1・10	諮問に対する答申を行うための審査会の開催